

**第3編 武力攻撃事態等  
対処編**

## 第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は、具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。

### 第1章 実施体制の確保

#### 第1節 全庁的な体制の整備

##### 1 事前調整会議の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、「事前調整会議」を速やかに設置する。「事前調整会議」は、国民保護等対策本部員のうち、危機管理監など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。
- ② 市は、「事前調整会議」を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。
- ③ 「事前調整会議」は、警察、消防等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

##### 2 事態認定前における初動措置

市は、「事前調整会議」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認め

るときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

### 3 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部設置の指定があった場合には、市長は、市国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。

《非常参集場所》

① 市庁舎

② 現地対策本部が設置される各支所等

なお、非常参集した場合は、部長又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

また、市国民保護対策本部等の設置場所にあたっては、第2編第1章第5節で定めた複数の設置候補場所から、最も適切な場所を選定して実施する。

## 第2節 市国民保護対策本部の組織等

### 1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務

#### (1) 組織の体系について

① 市国民保護対策本部等には、部を設置し、組織は別表のとおりとする。

② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長

ウ 本部員 教育長、危機管理監

企画部長、総務部長、市民生活部長、環境経済部長、都市整備部長、福祉部長、こども支援部長、健康推進部長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長

#### (2) 本部長の権限

① 市の区域内の措置に関する総合調整

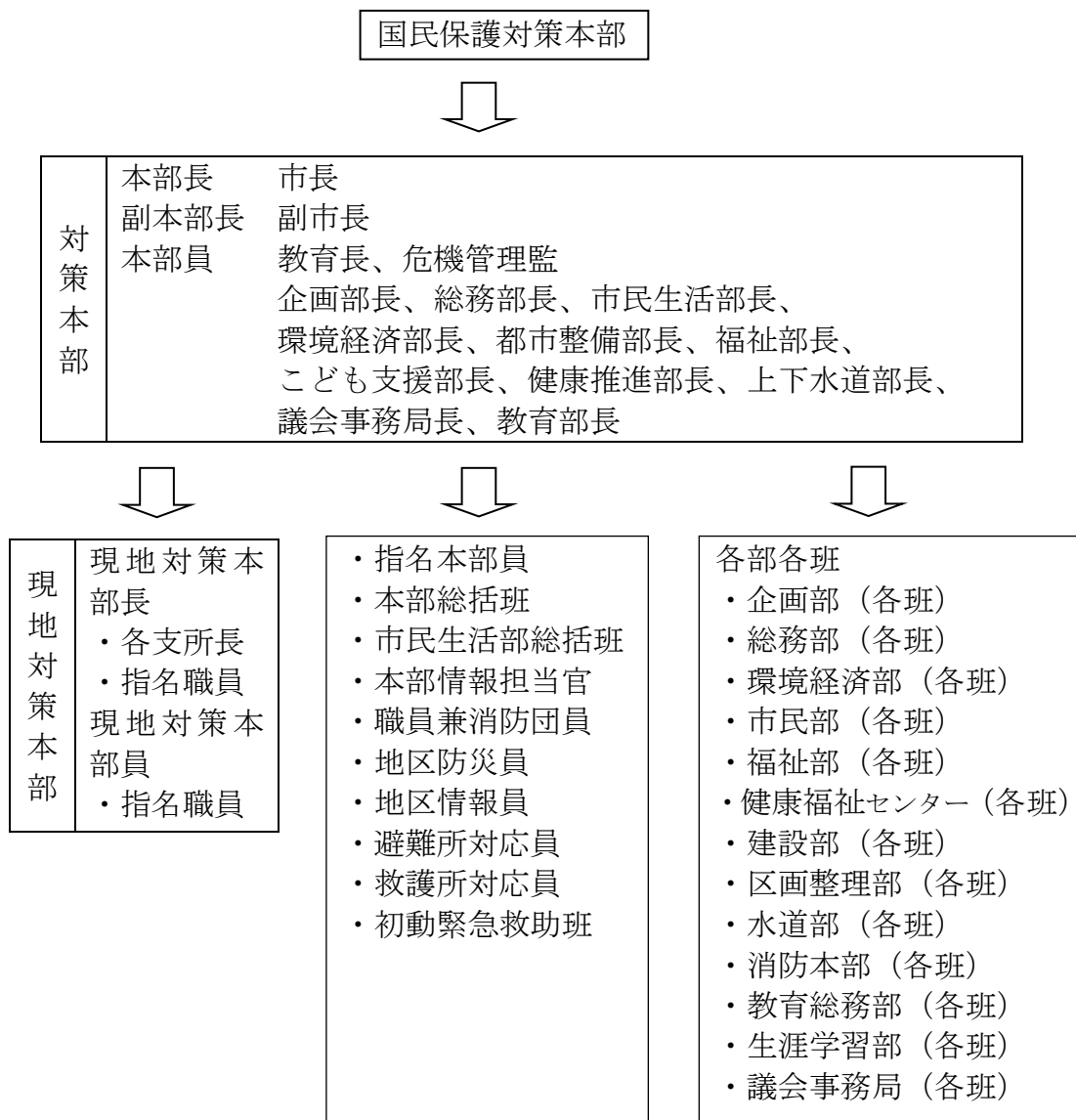
② 県の対策本部長に対する総合調整の要請

③ 県の対策本部長に対する指定地方行政機関、指定公共機関が実施する国民保護のための措置に関する総合調整の要請の求め

④ 防衛大臣に対する職員の本部会議への出席の求め

- ⑤ 国の対策本部長及び県の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
  - ⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
  - ⑦ 市教育委員会に対する措置の実施の求め
- (3) 本部の機能
- 本部の機能は以下のとおりである。
- ① 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。
  - ② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。
  - ③ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。
- (4) 現地対策本部の設置
- 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。
- ① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
  - ② 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。
    - ア 住民の避難誘導
    - イ 避難施設での救援
    - ウ 被災者の捜索及び救助
    - エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
    - オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
    - カ ボランティアとの連携に関すること
    - キ その他国民保護措置に必要な事務
- (5) 本部の担当業務について
- 本部の担当業務は、別表のとおりとする。

<国民保護対策本部 組織図>



＜各部・各班別任務分担＞

部 名	班 名	所掌事務
企画部	広報班	1 国民保護等情報の広報に関する事 2 国民保護の記録等に関する事 3 防災行政無線の運用に関する事 4 インターネットによる情報発信に関する事 5 報道関係機関との連絡調整に関する事 6 本部長への面談に関する事
	企画班	1 国会・政府機関への要望等に関する事 2 自衛隊との連絡調整に関する事
	情報機器運用班	1 情報機器の調達及び運用に関する事
	財務班	1 国民保護等予算の編成及び資金調達に関する事 2 国民保護等予算の執行及び管理に関する事 3 国民保護等における出納に関する事 4 義援金の保管に関する事 5 国民保護予算に係る国・県との連絡調整に関する事
総務部	人事班	1 職員の動員、非常招集・解除、公務災害等に関する事 2 動員職員の勤務、給与、食糧に関する事 3 職員の配置状況の把握及び調整の総括に関する事 4 職員の被災状況の把握及び安否に関する事 5 派遣職員、被派遣職員の扱いに関する事
	調整班	1 市有財産の管理及び損害保険に関する事 2 食料、生活必需品(救援物資含む。)、設備資材、燃料等の調達に関する事 3 車両の確保及び輸送に関する事 4 庁舎の初期対応に関する事(消火・避難誘導) 5 本部設置・運営の応援に関する事 (庁舎の安全確認を含む)
	営繕班	1 都市整備部建築班の応援に関する事 (応急危険度判定実施の応援に関する事)
	調査班	1 住家等の戸別被害状況調査に関する事 2 被災者台帳の作成に関する事 3 市税等の減免措置に関する事
	協力班	1 総務部各班の応援に関する事
市民生活部	総括班	1 本部運営の支援に関する事 2 現場本部(支所)との連絡調整に関する事 3 自主防災会(区・自治会)との連絡調整に関する事 4 警察(交通)との連絡調整に関する事 5 被災外国人の支援に関する事
	生活班	1 苦情処理等相談に関する事 2 生活必需品等物資買い占め及び売り惜しみ防止に関する事
	市民班	1 り災証明書の発行に関する事 2 死体の収容及び埋火葬の手続きに関する事 3 住民基本台帳に係る諸証明書の発行に関する事
環境経済部	環境班	1 公害防止・防疫に関する事 2 専用水道及び飲用井戸に関する事 3 死体の埋火葬及び保管に関する事(瑞穂斎場関連) 4 愛玩動物の保護対策に関する事
	清掃班	1 災害廃棄物の処理に関する事 2 し尿処理に関する事

		3 清掃班関係業者等との連絡調整に関すること
	産業班	1 農業の被害状況調査に関すること 2 商店、工場、事業所等の被害状況に関すること 3 農業関係団体(農協等)、商工業関係団体(商工会、工業会等)との総合調整に関すること 4 産業に係る応急救済・復興支援に関すること 5 農村環境改善センター及び勤労福祉センターの国民保護等時運用に関すること
都市整備部	都市計画班	1 応急仮設住宅(見なし仮設住宅含む)に関すること 2 公共土木施設(公園)の国民保護等予防、被害状況調査、応急復旧に関すること 3 都市建設部道路・土木班の応援に関すること 4 災害後の復興都市計画に関すること
	道路・土木班	1 公共土木施設(公園を除く)の被害状況調査、応急復旧に関すること 2 対策の労働力の確保に関すること 3 応急復旧建設資材の確保に関すること 4 交通障害物の除去及び交通規制等に関すること 5 仮設道路等、応急交通対策に関すること 6 土木関係機関・事業者との連絡調整に関すること 7 上下水道部対策班の応援に関すること
	建築班	1 応急危険度判定の計画及び運用に関すること 2 民間住宅の被害復旧等の相談に関すること
福祉部	総務班	1 ボランティアの受入れ及び対応に関すること (災害ボランティアセンターの運営に関することを含む) 2 民生委員及び日本赤十字社との連絡調整に関すること 3 義援金の募集、受付、配分に関すること 4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること
	救護班	1 要配慮者の安否確認、救護、生活支援に関すること 2 要配慮者の相談に関すること 3 福祉部が所管又は窓口となる福祉施設の被害状況調査及び国民保護等対策に関すること 4 狭山保健所との総合調整に関すること 5 福祉部総務班の応援に関すること
こども支援部	こども支援班	1 災害遺児の援護に関すること 2 入所・入園児童の保護、安否確認に関すること 3 避難所(青少年活動センター)の運営に関すること 4 救護所(保育所・児童センター)の開設、運営の協力に関すること 5 こども支援部所管施設の被害状況調査に関すること 6 臨時保育所の開設に関すること 7 広域避難受入の実務に関すること
健康推進部	衛生班	1 保健衛生に関すること 2 感染症に関すること 3 傷病者に対する医療に関すること 4 医療救護及びその事務処理に関すること 5 医療品及び衛生材料の確保に関すること 6 医療機関、医師会及び保健所等の関係機関との連絡調整に関すること 7 本部代替施設に関すること
	避難所運営班	1 体育施設の被害状況調査に関すること 2 指定避難所(武道館等の管理施設)の開設、運営に関すること 3 広域避難受入の実務に関すること

		4 ヘリポートの確保に関すること 5 救援物資の一時保管に関すること
	保険班	1 保険税等の減免措置に関すること 2 福祉部救護班の応援に関すること(要配慮者関係) 3 介護保険関連施設の被害状況調査に関すること
上下水道部	対策班	1 上下水道部防災計画に基づく対応に関すること 2 都市整備部道路・土木班の応援に関すること
議会事務局	議会班	1 市議会議員との連絡及び局内の連絡調整に関すること 2 情報の収集及び連絡に関すること 3 国民保護等に関する市議会の会議に関すること
教育部	学校教育班	1 被災児童生徒に関すること 2 応急教育の指導に関すること 3 市立幼児園児及び児童生徒の避難に関すること 4 県教育委員会等との連絡調整、教職員との連携に関すること 5 教育部避難所運営班の応援に関すること (学校施設利用及び教員への協力依頼に関する調整)
	避難所運営班	1 教育施設の被害状況調査に関すること 2 指定避難所の開設、運営に関すること 3 指定避難所への避難者の状況把握・支援に関すること 4 広域避難受入の実務に関すること
	給食班	1 給食施設の被害状況把握に関すること 2 応急給食及び炊き出しに関すること
	本部応援班	1 本部運営の応援に関すること 2 本部代替施設に関すること 3 文化財の保護及び被害状況調査に関すること
本部	総括班	1 本部の設置及び運営に関すること 2 本部会議に関すること 3 国民保護情報の収集及び伝達に関すること 4 関係機関との連絡及び要請に関すること 5 国民保護等関連法規に関すること
	協力班	1 本部より指定のあった国民保護等対応に関すること

## 2 本部会議の開催場所の決定

- ① 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。
- ② 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

## 第3節 関係機関との連携体制の確保

### 1 武力攻撃事態等における通信の確保

#### (1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

#### (2) 通信確保のための措置の実施

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、



必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 2 国・県の現地対策本部との連携

市国民保護対策本部は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

## 3 国民保護等派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 武力攻撃災害への対処
- エ 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考になるべき事項

## 4 県・警察との連携

### (1) 県との連携

- ① 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。
- ② 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告する。

### (2) 警察との連携

市国民保護対策本部等を設置した時は、市を管轄する警察署に通知する。

## 5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

但し、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、知事は、市長と調整のうえ、現地調整所を設置する。この場合には、市は、必要に応じて県に職員を派遣する。

## 第4節 市国民保護対策本部等の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部等を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を廃止する。

## 第5節 市民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第11章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

## 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

### 第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であつて、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 市長は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等の使用を認める。

交付する者	交付を受ける者
市長	市の職員、消防団長及び消防団員

3 市長は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認める。



【特殊標章の図】



- ※ オレンジ色地に青色の正三角形
- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）のひな型】

表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p><b>国民保護措置に係る職務等を行う者用</b> for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/ Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

## 第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難施設、物資集積所における放送や掲示
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- ケーブルテレビ・コミュニティFMラジオによる放送

### <参考> 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させる。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）



4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用</p> <p>PERMANENT for TEMPORARY civilian medical personnel</p> <p>臨時の</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>交付等の年月日/Data of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
--	---	--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

## 第3章 住民の避難措置

### 第1節 警報の通知の受入れ・伝達

#### 1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受け取ったとき、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

##### (1) 勤務時間内

- ① 県からの警報の通知は、危機管理課が受信する。
- ② 危機管理課は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。

##### (2) 勤務時間外

- ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、守衛室が受信する。
- ② 守衛室は、受信した旨直ちに危機管理課担当職員に連絡し、危機管理課担当職員から県（宿日直者）へ返信し、また市長へ連絡する。

#### 2 市の他の執行機関、消防機関への通知

市は県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員会、選挙管理委員会）・市議会に対して直ちに警報を通知する。

#### 3 住民等への伝達

##### (1) 住民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた時には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

- ① サイレン（国が定めた放送方法による。）
- ② 防災行政無線
- ③ 自治会を通じた伝達
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ FAX（主に、聴覚障害者に対して行う。）

##### (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市内の大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。

#### 4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

## 第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、市長に通知される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

### 1 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知受入れ・伝達」に準じる。

### 2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

## 第3節 避難の指示等

### 1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

なお、知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。

① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

ア 主要な避難経路

イ 避難のための交通手段

ウ 避難先地域における避難施設

(2) 市長の住民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第3章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させ、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

(ア) 要避難地域の住所

(イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、事務所等）

(ウ) 避難先の住所及び施設名

(エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス輸送拠点

(オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点

(カ) 避難の交通手段及び避難の経路

(キ) 市職員、消防職団員等の配置、担当業務等

(ク) 武力攻撃災害時要援護者への対応

(ケ) 要避難地域における残留者の確認方法

(コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容



(サ) 避難住民の携行品、服装

(シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

② 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、住民、災害時要援護者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。

なお、自衛隊基地、危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、あらかじめ定めた優先順位に基づき実施する。

③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入は「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

① 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体

② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

2 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市の住民が本市へ避難してくることなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

#### 第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 災害時要援護者の避難

市は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により災害時要援

護者の避難を実施する。

## 2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

- (1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）
- (2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路
- (3) 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施することとする。

## 3 運送実施状況の把握

- (1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市対策本部に報告するものとする。
- (2) 市対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行う。
- (3) 市対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。

## 第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、市はあらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集した上で、避難経路を決定する。

## 第6節 避難路の交通対策の実施

### 1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対して必要な交通規制を要請する。

### 2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFMラジオ放送等により住民に周知する。

### 3 関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

## 第7節 避難誘導の実施

### 1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、消防署長、警察署長又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、消防署員、警察官、自衛官による住民の避難誘導を行うよう要請する。

また、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

### 2 県への支援の求め

市長は、住民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

### 3 県、自衛隊、警察、消防等からの情報収集、提供

避難誘導する際に住民の安全を確保するため、市はあらかじめ定めた方法により、県、自衛隊、警察等から武力攻撃等に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施する。

## 第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

救援の程度、方法については、「平成25年内閣府告示第229号」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

- 1 収容施設の供与
- 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

### 1 収容施設の供与

#### (1) 収容施設の決定方法等

避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第3章第8節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与することとされている。

なお、収容施設の決定にあたって、自衛隊基地や危険物施設周辺の避難施設等については、武力攻撃等の状況を十分把握する必要がある。

このため、市長は、知事から協議があったときには、知事に対して、国、自衛隊、警察等から意見を聴取し、十分検討の上決定するように要請する。

#### (2) 避難施設の管理者への通知

市は、指定にあたっての県の通知を、避難施設の管理者へ伝達する。

#### (3) 収容施設の運営、維持管理等

##### ① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営するよう努めるものとする。

② 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行うものとする。

③ 避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第5章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

(3) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

② 運送実施状況の把握

市は、運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

① 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

② 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

① 消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

(エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

② 傷病者搬送の手順

第2編第6章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

#### ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

### (2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

#### ① 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第6章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

#### ② 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

### (3) 医療救護所の設置

市は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

### (4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

### (5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

### (1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、逐次県国民保護対策本部等へ報告する。

### (2) 被災地における捜索・救助の実施

① 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

② 捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指

示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関等と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の捜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 死体の処理

市は、県が行う下記の死体の処理に協力する。

① 一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注） 検視・・・ 警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分。

見分・・・ 警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案・・・ 医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

② 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案



を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

① 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

② 埋・火葬の実施

ア 市は、第2編第6章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

6 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

7 学用品の給与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

8 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

## 第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

### 第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本

部は、県国民保護対策本部、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防機関等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。

(2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

## 3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

## 第2節 応急措置等の実施

### 1 退避の指示・警戒区域の設定

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

#### (2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定にあたっては、あらかじめ定めた方法により、自衛隊等から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

#### (3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

また、市長は、必要により警察署長に対し、同様の指示することを要請するものとする。

## 2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

## 3 危険物質等の災害への対処措置

### (1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。

### (2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

### (3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

## 【資料 8】 危険物質等取扱者に対する措置

## 4 NBC攻撃による汚染への対処

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、市は県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

(3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

### 第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

### 第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、関係機関等と連携して以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

### 第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

## 第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

## 第6章 情報の収集・提供

### 第1節 被災情報の収集・提供

#### 1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

#### 2 県への報告

市は、「1 情報の収集」で収集した被災情報を、県に報告する。

#### 3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。

【資料 9】 被災情報の報告様式

### 第2節 安否情報の収集・提供

#### 1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

##### (1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）

- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
  - ⑦ 居所
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑩ 照会に対する同意の有無
- (2) 死亡した住民に関し収集する情報  
上記①～⑥に加えて
- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑧ 死体の所在
  - ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
  - ⑩ 照会に対する同意の有無

【資料 10】 安否情報報告書様式

## 2 情報の提供

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口にて、総務省令に規定する様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

【資料 11】 安否情報照会書様式

### (2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### 【資料 12】 安否情報回答書様式

### (3) 個人情報保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答にあつては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

### 3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

## 第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。